

いちごいちえ 会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

第77回国民体育大会日光市準備委員会

第3回総会



日時：令和元年9月24日(火)午後1時30分

場所：日光市役所東庁舎3階 第3・第4会議室

目 次

〈報告事項〉

- 報告第1号 第77回国民体育大会日光市準備委員会委員、役員及び参与の変更・ P 1
- 報告第2号 第77回国民体育大会本大会の開催地及び会期の決定・・・・・・・・ P 2
- 報告第3号 第77回国民体育大会冬季大会（スケート競技会・アイスホッケー競技会）の会期及び会場地・・・・・・・・ P 3

〈審議事項〉

- 議案第1号 第77回国民体育大会日光市実行委員会の設置に伴う第77回国民体育大会日光市準備委員会会則の改正・・・・・・・・ P 4

第77回国民体育大会日光市準備委員会委員、役員及び参与の変更

第77回国民体育大会日光市準備委員会会則 第8条第1項、第3項及び第9条第5項の規定に基づき、第77回国民体育大会日光市準備委員会委員、役員及び参与の変更について、次のとおり報告します。

【常任委員】会則第6条第2項

No.	機関・関係団体等名	役職名	後任者	前任者
1	栃木県アイスホッケー連盟	副会長	丸 茂 博	門 馬 信 男
2	一般社団法人日光歯科医師会	会長	小 林 幸 雄	中 村 雅 夫
3	日光市PTA連絡協議会	監事	塩 生 康 幸	揚 石 達 也
4	日光市子ども会連絡協議会	会長	高 橋 裕 司	山 本 智 之

【委員】会則第4条第2項

No.	機関・関係団体等名	役職名	後任者	前任者
1	上都賀農業協同組合日光営農経済センター	園芸特産 グループリーダー	吉 原 芳 信	齋 藤 一 夫
2	今市地方交通安全協会	会長	高根沢 一	手 塚 實
3	日光市青少年健全育成連絡協議会	会長	竹之内 正義	関 本 昭

【参与】会則第9条第2項

No.	機関・関係団体等名	役職名	後任者	前任者
1	株式会社エフエム栃木	代表取締役社長	香 川 眞 史	関 根 房 三

第77回国民体育大会本大会の開催地及び会期の決定

令和元(2019)年7月17日に開催された(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」本大会の開催地及び会期が次のとおり決定されました。

○開催地 栃木県

○会期 令和4(2022)年10月1日(土)～10月11日(火) 11日間

【参考】第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の会期の決定

(公財)日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省との協議が令和元(2019)年7月30日に終了し、第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の会期が次のとおり決定されました。

○会期 令和4(2022)年10月29日(土)～10月31日(月) 3日間

第77回国民体育大会冬季大会(スケート競技会・アイスホッケー競技会) の会期及び会場地

第77回国民体育大会冬季大会(スケート競技会・アイスホッケー競技会)の会期及び会場地については、「第77回国民体育大会栃木県準備委員会第13回常任委員会」において決定され、今後、(公財)日本スポーツ協会へ提出されます。

1 会 期

令和4(2022)年1月24日(月)～1月30日(日) 7日間

2 会場地

式典・競技		会 場
開 始 式		調整中
表 彰 式		調整中
スケート	スピード	日光市霧降スケートセンター
	フィギュア	栃木県立日光霧降アイスアリーナ
	ショートトラック	今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク
アイスホッケー		栃木県立日光霧降アイスアリーナ
		日光市細尾ドームリンク
		今市青少年スポーツセンター屋内スケートリンク

第77回国民体育大会日光市実行委員会の設置に伴う 第77回国民体育大会日光市準備委員会会則の改正

1 改正の趣旨

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」については、本年1月22日に冬季大会、7月17日に本大会の栃木県開催が正式決定された。

日光市においては、(公財)日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項に基づく会場地市町村実行委員会の設置に向け、正式決定前から第77回国民体育大会日光市準備委員会を設置し準備を進めてきたところである。

このたびの正式決定により、準備委員会から実行委員会に移行するため、会則について所要の改正を行うとともに、委員、役員、顧問又は参与の委嘱、決定行為等の引継、並びに関係規程の読み替えを附則で規定するものである。

2 改正内容

- (1) 題名及び会則本文中「準備委員会」を「実行委員会」に改正する(附則を除く。)
- (2) 第2条(目的)において、「必要な準備」を「必要な事業」に改正する。
- (3) 第3条の見出しを「所掌事項」から「事業」に改正する。
- (4) 第3条の本文及び第6号中の「事項」をそれぞれ「事業」に改正し、同条第2号中「競技会の開催に係る準備」を「競技会における実施競技」に改正する。
- (5) 附則において、現に準備委員会で委嘱された委員、役員、顧問又は参与は実行委員会で委嘱されたものとみなすこと、改正前の会則の規定によりなされた決定、手続、事務処理その他の行為を引き継ぐこと、及び現に制定されている関係規程中、「準備委員会」とあるのは「実行委員会」と読み替えること等を規定する。

3 改正案

次ページのとおり

第77回国民体育大会日光市準備委員会実行委員会会則

(平成30年12月19日 制定)

(令和元年9月24日 一部改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第77回国民体育大会日光市準備委員会実行委員会（以下「準備委員会実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会実行委員会は、第77回国民体育大会において日光市で開催する競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項事業)

第3条 準備委員会実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備競技会における実施競技に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、準備委員会実行委員会の目的達成に必要な事項事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日光市を代表する者
- (2) 日光市議会を代表する者
- (3) 関係団体等を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、日光市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議し、決定する。
- 4 監事は、準備委員会実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会実行委員会の目的が達成され解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時にそれぞれ所属していた機関又は関係団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員等並びに顧問及び参与は、無報酬とする。

- 2 委員等並びに顧問及び参与が会務のため旅行したときは、費用弁償として

旅費を支給する。ただし、総会及び常任委員会の出席に要する経費については、この限りでない。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 準備委員会実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) 準備委員会実行委員会の解散及び財産の処分に関すること。
 - (7) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員が、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わる場合は、出席とみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を次の総会に報告する。
(専門委員会)
- 第14条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告する。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 準備委員会実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 準備委員会実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって

充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 準備委員会実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに解散し、解散時に有する残余財産を処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成30年12月19日から施行する。

2 準備委員会の平成30年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から平成31年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元年9月24日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際現にこの会則による改正前の第77回国民体育大会日光市準備委員会会則（平成30年12月19日制定。以下次項において「改正前の会則」という。）により委員、役員、顧問又は参与に委嘱された者は、この会則による改正後の第77回国民体育大会日光市実行委員会会則（以下次項において「改正後の会則」という。）により委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定によるもののほか、この会則の施行の日の前日までに改正前の

会則の規定によりなされた決定、手続、事務処理その他の行為は、改正後の会則の相当規定によりなされたものとみなし、これらの行為を引き継ぐものとする。

(関係規程の読み替え)

- 4 この会則施行の際現に制定されている第77回国民体育大会日光市準備委員会事務局規程（平成30年12月19日制定）の規定中「第77回国民体育大会日光市準備委員会」とあるのは「第77回国民体育大会日光市実行委員会」と、「国日準」とあるのは「国日実」と読み替える。